

宮城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

1 今回の宮城県計画変更の経緯

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「P C B特措法」という。）第7条では、「都道府県は、国のポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）廃棄物処理基本計画に即して、その区域内のP C B廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画（P C B廃棄物処理計画）を定めなければならない。」とされている。
- 本県のP C B廃棄物処理計画は、平成19年3月に策定し、平成27年3月に一部変更している。
- 今回、国のP C B特措法が改正されたことなどを受けて、宮城県計画を変更するものである。

2 国のP C B特措法及び処理基本計画の変更内容

（1）改正P C B特措法の施行（平成28年8月）

* 高濃度P C B廃棄物の処分期間が設定され、処分期間内の処分等が義務付けられた。

[参考] P C B廃棄物の処分期間（法定期間）

高濃度P C B廃棄物（5000ppm超）	大型変圧器・コンデンサー等 安定器及び汚染物等	平成34年3月31日まで 平成35年3月31日まで
低濃度P C B廃棄物（5000ppm以下）		平成39年3月31日まで

（2）国のP C B廃棄物処理基本計画の変更（平成28年7月、改正P C B特措法に則した内容）

- ① 高濃度P C B廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という。）で、低濃度P C B廃棄物（高濃度P C B廃棄物以外のP C B廃棄物）は民間事業者での処理を基本
- ② 関係主体（事業者、国、地方公共団体）の役割分担を明確化
- ③ P C B廃棄物の確実かつ適正な処理の計画的推進のために必要な措置を提示
(掘り起こし調査によるP C B廃棄物等の実態把握の推進、P C B特措法と電気事業法の届出情報の共有、関係者の連携強化ほか)

3 宮城県P C B廃棄物処理計画の主な変更点

（1）計画の基本方針 ⇒ * P C B廃棄物の処分期間の記載内容の変更

廃棄物の種類	処分場所	変更前	変更後
高濃度P C B 廃棄物 (高濃度P C B 使用製品)	大型変圧器・ コンデンサー等	平成34年3月末まで の処理を基本とする。	平成34年3月31日まで に処分委託(廃棄)を行う。
	安定器及び 汚染物等	平成35年3月末まで の処理を基本とする。	平成35年3月31日まで に処分委託(廃棄)を行う。
低濃度P C B廃棄物	無害化処理認定施設 知事許可施設	平成38年3月末まで の処理を基本とする。	(変更なし) ※法定期間の1年前倒し

(注) 県計画では、変更前の高濃度P C B廃棄物の処理期限は、J E S C O北海道P C B処理事業所の計画的処理完了期限の1年前を目標として設定していたが、今回のP C B特措法改正により、法定処分期間と一致することになった。

(2) 主な推進方策

① P C B 廃棄物の実態把握

◇ P C B 特措法に基づく届出による P C B 廃棄物の保管及び処理状況の把握

◇ 掘り起こし調査及び経済産業省産業保安監督部との連携による未届け P C B 廃棄物等の把握

② 関係者への指導

◇ 保管事業者に対する P C B 廃棄物の適正保管及び期間内処分（P C B 使用製品の所有事業者に対しては、当該製品の期間内の使用中止及び処分）の指導等を P C B 廃棄物適正処理推進員などを活用して実施

③ 関係機関との連携

◇ 「北海道 P C B 廃棄物処理事業に係る広域協議会」に参加し、 J E S C O 北海道 P C B 処理事業所における P C B 廃棄物の計画的かつ適正な処理を推進

◇ 経済産業省産業保安監督部と連携し、 P C B 使用製品の廃棄に向けた啓発を実施

④ 保管事業者への支援

◇ 処理困難者に対する国の高濃度 P C B 廃棄物の処理費用助成制度の周知

◇ 低濃度 P C B 廃棄物については、県が処理困難者に対する処理費用軽減の支援を実施し、早期処理を推進

⑤ 地方公共団体における率先処理 [新規項目]

◇ 県保有 P C B 廃棄物の率先処理

◇ 県及び県内市町村の P C B 廃棄物等の保管状況を確実に調査し、定期的に公表

(3) その他

- P C B 廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込みを平成 28 年度末時点に更新

4 計画期間

- 平成 18 年度を初年度とし、平成 39 年 3 月 31 日（P C B 特措法に定める低濃度 P C B 廃棄物の処分期間の末日）までとする。
- なお、国の基本計画の変更や P C B 廃棄物処理の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

ポリ塩化ビフェニル（P C B）について

1 P C Bの性質

- ポリ塩化ビフェニル（P C B）は化学的に合成された化合物で、化学的に安定し、熱により分解しにくく、絶縁性がよく、不燃性であるなどの性質を有する主に油状の物質である。

2 P C Bの用途

- P C Bは、電気機器用の絶縁油や、熱媒体などの様々な用途に利用されてきた。

【P C Bが使用された代表的な電気機器等】

		
変圧器	コンデンサー	安定器 (業務用等の蛍光灯器具の内部に設置)

3 P C B廃棄物問題の経過

- 昭和 43 年に発生したカネミ油症事件（食用油の製造過程で熱媒体として使用されたP C Bが混入した食中毒事件）を契機に、生体への影響や環境汚染が大きな社会問題となり、P C Bは昭和 47 年までに生産が中止され、昭和 49 年度までに製造や輸入、新規使用が禁じられた。
- 國際的な規制の取組として、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が平成 16 年 5 月に発効している。この条約ではP C Bに関し、平成 37 年までの使用の全廃、平成 40 年までの適正な処分を求めており、我が国では平成 14 年 8 月にこの条約を締結している。
- 既に製造されたP C Bの処理に向けて、多くの民間企業が処理施設の立地を試みたが、地元の理解が得られず、ほぼ 30 年の長期にわたってほとんど処理が行われずに保管が続いた。
- 保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染の進行が懸念されたため、平成 13 年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B特別措置法）」が施行され、国が中心となって「中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）」を設立し、全国 5箇所に処理施設を整備し、現在、全国的に高濃度P C B廃棄物の処理が進められている。

【P C B 特別措置法の改正状況】

年次	法改正等の状況	主な内容	処分期限
平成 13 年	P C B 特別措置法 制定	P C B 廃棄物保管事業者は、毎年、保管や処分の状況について都道府県知事等宛てに届出を行い、期間内の処分を行うこと。	平成 28 年 7 月
平成 24 年	P C B 特措法施行令 一部改正	低濃度 P C B 廃棄物が大量に存在することが判明したため、処分期間が延長された。	平成 39 年 3 月末日
平成 28 年	P C B 特措法 一部改正	高濃度 P C B 廃棄物の処分期間が規定された。	(高濃度 P C B 廃棄物) ①変圧器・コンデンサー 平成 34 年 3 月 31 日 ②安定器・汚染物 平成 35 年 3 月 31 日

- 現在は、期間内の処分に向けて、処分漏れがないように、各自治体では、P C B 含有機器を保有している可能性が高い事業者を対象に、アンケート調査や現地調査による掘り起こし調査を実施している。

4 P C B 廃棄物の分類

- P C B 濃度によって、高濃度 P C B 廃棄物と低濃度 P C B 廃棄物に区分される。

濃度による区分	処理施設
(1) 高濃度 P C B 廃棄物 (5000 ppm 超)	中間貯蔵・環境安全事業株式会社の無害化処理施設 * 全国で 5 施設 (室蘭・東京・豊田・大阪・北九州)
(2) 低濃度 P C B 廃棄物 (5000 ppm 以下)	国の認定等を受けた民間事業者の無害化処理施設 * 全国で 41 施設 (H30 年 1 月現在)